

別表第1(第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助対象事業者
防災訓練等参加支援事業	知事が必要があると認めた額	国が主催する総合防災訓練に参加するために必要な次の経費 旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)並びに使用料及び賃借料	10分の10以内	国が主催する総合防災訓練にDMATを参加させる高知DMAT指定医療機関(※1)
災害時DMAT等活動支援事業	知事が必要があると認めた額	災害時にDMAT等が救護活動を行うために必要な次の経費 人件費(報酬、給料、賃金及び報償費)、職員手当、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	10分の10以内	県からの派遣要請に基づき、高知DMAT等(※2)を出動させた医療機関

※1 高知DMAT運用計画第3条に基づき、高知DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関

※2 日本DMAT及び県が実施する「高知DMAT研修」又は、他都道府県が開催する厚生労働省の認定を受けたDMAT養成研修を受講した県内の災害派遣医療チームその他医療従事者